

○徳島県警察違法駐車車両移動等措置要領の制定について(通達甲)

(平成 21 年 5 月 15 日徳交指第 106 号)

改正 平成 27 年 3 月 27 日徳務第 185 号平成 28 年 3 月 31 日徳監第 86 号

平成 30 年 3 月 30 日徳務第 221 号

各部課長

各警察署長

この度、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の規定による車両の移動、保管、売却その他の措置に係る事務の適正な実施を図るため、別添のとおり徳島県警察違法駐車車両移動等措置要領を制定し、平成 21 年 6 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、指定車両移動保管機関に係る違法駐車車両移動等措置要領の制定について(昭和 62 年 9 月 24 日徳交指甲第 397 号)は、廃止する。

徳島県警察違法駐車車両移動等措置要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 51 条の規定による違法駐車した車両(以下「車両」という。)の移動、保管、売却その他の措置(以下「移動等の措置」という。)に係る事務の取扱いについて、法、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 管理体制

1 移動等措置取扱責任者

- (1) 署に移動等措置取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、交通課長(徳島中央署及び徳島板野署にあつては、交通第一課長とする。)をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、署長の指揮を受け、移動等の措置に係る事務を行う。

2 移動等措置代行者

- (1) 署に移動等措置代行者(以下「代行者」という。)を置き、交通部門に属する警部補又は巡查部長以上の階級にある警察官のうちから署長が指定する。ただし、執務時間外であつて、代行者が不在のときは、当直司令をもって充てる。
る事務を代行する。

第 3 移動等の措置

1 車両の認定

現認、通報等により、移動等の措置を要する車両を確認した警察官(以下「取扱警察官」という。)は、速やかに取扱責任者を經由して署長に報告し、必要な指揮を受けるとともに、その結果を移動指示簿(別記様式第 1 号)により明らかにしておかなければならない。

2 車両の移動に係る立証措置

- (1) 取扱警察官は、署長の指揮を受け車両を移動させるときは、違法駐車の状態、交通上の危険若しくは妨害の状態又は車両の損傷、汚損、積載物その他車両内外の状態を

確認し、違法駐車車両措置報告書(別記様式第2号)に記載するものとする。

- (2) (1)の場合において、当該車両が次のいずれかに該当し、将来において紛議が生じるおそれがある場合には、写真撮影を行う等の立証措置を執り、必要に応じて取扱警察官及び移動業者(3の(1)に規定する移動業者をいう。)以外の者の立会いを求めるものとする。この場合において、立会いを求めたときは、立会いをした者から後日証言が得られるように車両移動措置立会書(別記様式第3号)の提出を求めるものとする。
 - ア 車両又は積載物に比較的新しいと認められる損傷があるとき。
 - イ 車両に積載物があり、紛失等のおそれがあるとき。
 - ウ その他立証措置が必要であると認められるとき。

3 車両の移動

- (1) 車両の移動は、移動業者(法第51条の3第1項の規定により署長が車両(積載物を含む。)の移動に関する委託契約を締結した業者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。この場合において、移動業者が車両を移動したときは、その結果を車両移動措置書(別記様式第4号)により、取扱警察官を経由して署長に提出させるものとする。
- (2) 車両の移動を開始する前に、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下「運転者等」という。)が出頭したときは、その場で車両を返還するものとする。ただし、既に車両の移動を開始している場合においては、当該車両を保管場所まで移動した後に返還するものとする。

4 移動の表示等

取扱警察官は、車両を移動したときは、当該車両が駐車していた場所の路面又は見やすい箇所に、駐車違反車両の移動通知書(別記様式第5号)をはり付けるものとする。この場合において、雨天時には路面にチョークにより保管場所等を記入することにより行うものとする。

第4 保管措置

1 保管場所

- (1) 署長は、移動した車両(当該車両に積載物があるときは、当該積載物を含む。以下「移動車両」という。)については、当該署の施設において保管するものとする。ただし、当該施設の使用状況、移動車両の大きさ、形状又は積載物その他の事情により当該施設において保管することができないときは、他の警察施設又は保管業者(法第51条の3第1項の規定により署長が車両(積載物を含む。)の保管に関する事務の委託契約を締結した業者をいう。以下同じ。)が管理する場所において保管するものとする。
- (2) 署長は、(1)のただし書により移動車両を他の警察施設において保管する必要があると認めるときは、当該施設を管理する所属長(以下「施設管理者」という。)に車両保管依頼書(別記様式第6号)によりその保管を依頼するものとする。

2 移動車両の保管

- (1) 署長は、移動車両を保管するときは、法第51条第6項後段に定める措置(以下「盗難等防止措置」という。)を講じるとともに、当該車両に積載物があるときは、その詳細を違法駐車車両措置報告書に記載するものとする。
- (2) 署長は、他の警察施設において移動車両を保管するときは、施設管理者と相互に緊密な連携を図り、移動車両の保管に万全を期すものとする。

- (3) 署長は、保管業者に委託して移動車両を保管するときは、当該保管業者から車両保管申請書(別記様式第7号)を徴するとともに、盗難等防止措置を講じるよう必要な指示をするものとする。

第5 告知及び公示

1 告知

- (1) 法第51条第7項(同条第22項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による移動車両の保管に係る告知(以下単に「告知」という。)は、電話、はがきその他の方法により行うものとする。この場合において、移動車両に積載物がある場合であって、移動車両の使用者又は所有者(以下「使用者等」という。)と当該車両の積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)が異なるときは、それぞれに告知をするものとする。
- (2) 署長は、告知をしたときは、その結果を使用者等調査記録簿(別記様式第8号)に記載するものとする。

2 使用者等又は所有者等の調査等

署長は、法第51条の規定の施行のため必要があると認めるときは、法第51条の2の2第1項の規定により自動車販売会社等に対して報告又は資料の提出を求めるとともに、同条第2項の規定により運輸支局、自動車税事務所、市役所又は町村役場等に対して照会し、又は協力を求め、その経緯を使用者等調査記録簿に記載しておくものとする。

3 公示等

- (1) 令第16条第1号(令第17条において準用する場合を含む。)の規定による署の掲示板への掲示は、移動車両(積載物を除く。)にあつては違法駐車車両保管公示書(別記様式第9号)により、積載物にあつては積載物保管公示書(別記様式第10号)により行うものとする。この場合において、これら公示書に付す番号は、警察署告示番号簿(別記様式第11号)により管理するものとする。
- (2) 令第16条第2号(令第17条において準用する場合を含む。)の規定による保管車両一覧簿又は保管積載物一覧簿の閲覧は、交通課(当直勤務時間中にあつては、当直指令が指定した場所)において行うものとする。
- (3) 法第51条第10項の規定によるインターネットの利用による公表は、県警察のホームページに掲載することにより行うものとする。この場合における掲載は、県警察ホームページの運用について(平成26年5月2日徳発信第46号)に基づき行うものとする。

第6 返還措置

1 引取人の確認

- (1) 令第14条の7(令第17条において準用する場合を含む。)の規定による移動車両の返還を受けるべき使用者等又は所有者等(以下「引取人」という。)であることの証明の確認は、運転免許証その他の身分証明書(以下「免許証等」という。)を提示させることにより行うものとする。この場合において、当該提示を受けたときは、その写しを作成し関係書類とともに保管するものとする。
- (2) 引取人が代理人による車両の返還を求めるときは、委任状(別記様式第12号)及び当該引取人の免許証等の提示又はその写しを提出させるとともに、当該代理人の身分を

確認するため免許証等の提示を求めるものとする。この場合において、引取人及び代理人の免許証等の提示を受けたときは、その写しを作成し関係書類とともに保管するものとする。

2 返還手続

署長は、移動車両を返還するときは、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定める措置を講じるものとする。

(1) 署において保管している場合

引取人(代理人を含む。以下(2)及び(3)において同じ。)に移動車両について異常の有無の確認をさせた上で、規則第7条に規定する受領書(以下単に「受領書」という。)を徴すること。

(2) 保管を保管業者に委託している場合

ア 引取人に車両等引渡依頼書(別記様式第13号)を交付し、これと引換えに移動車両を保管する保管業者からその引き渡しを受けるよう教示すること。

イ 保管業者に対して、次の事項を指示すること。

a 車両等引渡依頼書を提出しない引取人には車両を引渡さないこと。

b 引渡しに際しては、引取人に移動車両の状態について異状の有無を確認させること及び引取人から受領書を徴すること。

c 車両を引き渡したときは、引取人から徴した受領書を添えて引渡し状況を報告すること。

d 引渡しに際して紛議が生じた場合は、直ちに報告すること。

(3) 他の警察施設に保管している場合

ア 引取人に車両等引渡依頼書を交付し、これと引換えに移動車両を保管する施設管理者からその引き渡しを受けるように教示すること。

イ 施設管理者に対して(2)のイに掲げる措置を執るよう依頼すること。

第7 移動車両の売却及び廃棄

1 売却

(1) 抵当権等の確認

法第51条第12項(同条第22項において準用する場合を含む。)の規定による売却をするときは、車両については抵当権の有無等を、車両の積載物については質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利の有無等を確認し、これら権利が存在する場合は、交通指導課長と協議するものとする。

(2) 売却代金の保管

移動車両を売却して得た代金(以下「売却代金」という。)は、歳入歳出外現金として保管するものとし、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。)第2章第5節各条(第56条を除く。)の規定に基づき処理するものとする。

(3) 売却代金の売却費用への充当

法第51条第14項(同条第22項において準用する場合を含む。)に規定する「売却に要した費用」とは、入札者への通知等売却する際に要した費用等とする。ただし、同条第12項(同条第22項において準用する場合を含む。)の規定により売却する車両の評価をするため、令第16条の2(令第17条において準用する場合を含む。)の規定に

よる専門的知識を有する者の意見を聴くために要した費用については、これに含めないものとする。

(4) 売却処分のお知らせ及び売却代金の返還

署長は、売却後に使用者等が出頭した場合は、売却処分に付したことを証明するとともに、売却処分兼売却代金返還通知書(別記様式第 14 号)を交付するものとする。

2 廃棄

法第 51 条第 13 項(同条第 22 項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄をするときは、1 の(1)の抵当権等を確認の上で行うものとする。

第 8 登録の嘱託等

1 嘱託先等

法第 51 条第 21 項の規定による嘱託(以下単に「嘱託」という。)は、道路運送車両法施行令(昭和 26 年政令第 254 号)第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により徳島運輸支局長に対して行うものとする。この場合において、令第 16 条の 5 の規定により嘱託書(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和 45 年運輸省令第 8 号)第 2 条の表に規定する登録の嘱託書をいう。)に登録の原因を証する書面を添付してするものとする。

2 嘱託手続

次に掲げる処分等の区分に応じて、それぞれ定める登録を嘱託するものとする。

(1) 法第 51 条第 12 項の規定による車両の売却をした場合

移転登録(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。)第 13 条に規定する移転登録をいう。以下同じ。)

(2) 法第 51 条第 13 項の規定による車両の廃棄をした場合

永久抹消登録(車両法第 15 条に規定する永久抹消登録をいう。)

(3) 法第 51 条第 20 項の規定による車両の県への帰属があった場合

移転登録

第 9 費用の徴収等

1 費用の負担

法第 51 条第 16 項(同条第 22 項において準用する場合を含む。)の規定により署長が負担金として納付を命じるものは、次のとおりとする。

(1) 移動に要した費用

違法駐車中の車両の移動に係る負担金として納付すべき金額を定める規則(平成 20 年徳島県規則第 39 号)に規定する金額とする。ただし、移動業者が移動作業に着手したが、移動開始前にその車両の運転者等に当該車両を引き渡したときは、当該費用は不要とする。

(2) 保管に要した費用

移動車両の保管に要した費用とする。ただし、移動車両を警察施設において保管した場合にあっては、その費用は不要とする。

(3) その他の措置に要した費用

施錠されたドアやトランクの開錠を業者に委託した場合に要した費用等とする。

2 徴収の手続

- (1) 法第 51 条第 16 項(同条第 22 項において準用する場合を含む。)の規定による負担金の納付の命令は、違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程(平成 21 年徳島県警察本部告示第 1 号。以下「徴収規程」という。)第 2 条第 1 項に規定する納付命令書(以下単に「納付命令書」という。)を交付して行うものとする。この場合においては、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に規定する審査請求及び取消訴訟に係る教示を行うものとする。
- (2) 負担金は、移動車両を返還するときに現金で納付させるものとする。この場合においては、会計規則第 17 条の規定により、次のとおり収納するものとする。
 - ア 負担金の収納は、当該署の収入分任出納員又は現金取扱員が行う。
 - イ 領収書(会計規則第 17 条に規定する領収書をいう。)を納付義務者に交付する。
 - ウ 現金取扱員が収納した現金は、関係帳票を添えて当該署の収入分任出納員に速やかに引継ぐ。
- (3) 引取人が移動車両の返還の際に現金で負担金を納付できないときは、納付命令書とともに、会計規則第 16 条第 2 項に規定する納入通知書を交付するものとする。

3 収納した現金の収納状況の管理

取扱責任者は、収入金処理簿(別記様式第 15 号)により、収納した現金の収納状況を明らかにしておくものとする。

第 10 滞納処分

滞納処分は、徴収規程及び違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等徴収事務処理要領の制定について(平成 21 年 5 月 15 日徳交指第 107 号)に定めるところにより行うものとする。

第 11 報告

署長は、車両の移動等の措置に伴う紛議などの特異事項があったときは、その状況を交通指導課長を経由して本部長に報告しなければならない。

別記様式第1号（第3の1関係）

署長	副署長	地域交通官 交通官	取扱 責任者	係長	係員	代行者

移動指示簿

整理番号	
------	--

指 示	日 時	年 月 日 午 前・後 時 分
	指 示 者	警察署長（取扱者）
車 両	車 種	普乗・普貨・軽四乗・軽四貨・その他（ ）
	車 名	
	車 両 番 号	
違 反 事 実	違 反 日 時	年 月 日 午 前 時 分まで 分間 後
	違 反 場 所	先 道 上
	違 反 形 態	A. 駐停車禁止場所（指定・法定） B. 駐車禁止場所（指定・法定） C. 駐車方法違反 D. 路側帯 E.
標 章 番 号	80— — —	
備 考		

別記様式第2号（第3の2の(1)、第4の2の(1)関係）

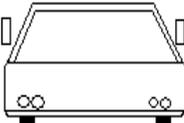
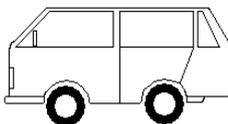
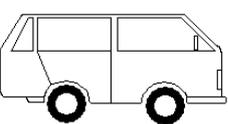
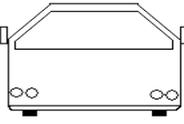
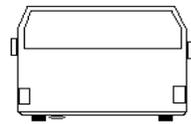
（表）

署長	副署長	地域交通官 交通官	取扱 責任者	係長	係員	代行者

違法駐車車両措置報告書

移動指示受理日		年 月 日 午前・後 時 分			
車 両	車名			塗色	
	型式			車両番号	
	積載物等				
違 反 事 実	認定日等	年 月 日 午 前後 時 分から 分間			
	場所				
	適用条項	道路交通法 第 条 第 項			
	標章番号				
移 動 措 置	移動着手日時	年 月 日 午 前後 時 分			
	移動先				
	作業区分	1 未着手 2 作業着手 3 移動			
	移動料金	円			
	立会人住所氏名				
保 管 措 置	保管場所				
	保管日時	月 日 午 前後 時 分から 月 日 午 前後 時分(時間)			
	保管料金	円			
	車両引渡依頼書	発行月日 月 日 発行 No.			
使 用 者 等	運転者等 所有者等 住所、氏名	市 郡 町 番地		氏名 TEL	
	引取人住所、氏名	市 郡 町 番地		氏名 TEL	
	同上確認方法				
取 扱 者					
					整理番号

(裏)

見取図等					
	乗 用 車 の 損 傷	(左) 	(右) 	(前) 	(後) 
	貨 物 損 傷 状 況	(左) 	(右) 	(前) 	(後) 
費 用 徴 収	区分 料金別	徴 収		領 収 書 番 号	
	移動料金	円 (月 日 済)		号 (収納者 印)	
	保管料金	円 (月 日 済)		号 (収納者 印)	
督 促 等	納入通知書	第 号 月 日 金 円		納付期限 月 日	
	督促状	月 日		納付期限 月 日	
	催 告	第1回 月 日		第2回 月 日	
違 反 告 知	告知月日	年 月 日			
	違反者 住所・氏名	市郡 町 丁目 番地 氏名			
備 考	ぞう品照会	有 ・ 無	ドア施錠	有 ・ 無	
					会 計 課 長

車 両 移 動 措 置 立 会 書

氏 名

私は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午 _____ 時 _____ 分ごろ、

_____ 先

において駐車していた車両 _____ 号

の移動措置に立会しました。立会時の車両については、 _____

状況でした。

上記、確認しました。

年 _____ 月 _____ 日

警 察 署 長 殿

住 所
氏 名

別記様式第5号（第3の4関係）

駐車違反車両の移動通知書

この場所に駐車していた

号車

は道路交通法第51条の規定により

警察署長が移動し保管したので違

反者（使用者、所有者）は、

警察署へこの通知書と料金を持って出

頭してください。

（移動料金は 円です。車両の引取りが遅れると保管料が必要
となる場合があります。）

警察署長

所在地

電話

局

番

別記様式第6号（第4の1の(2)関係）

		整 理 番 号	
車 両 保 管 依 頼 書 年 月 日 殿 警 察 署 長 印 下記車両の保管を依頼します。			
保 管 日 時 保 管 場 所		年 月 日 午前：午後 時 分	
保 管 する 車 両	車 名		
	型 式	普乗、普貨、軽四乗、軽四貨	
	塗 色		
	車 両 番 号		
車 両 の 損 傷 等			
積 載 物 等			
備 考			

警 察 署 取 扱 者 名	⑩
保 管 場 所 取 扱 者 名	⑩

別記様式第7号（第4の2の(3)関係）

		※ 整理番号	
<p>車 両 保 管 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>警 察 署 長 殿</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>下記のとおり車両を保管しました。</p>			
保管を始めた日		年 月 日	前 午 時 分 後
保管した車両	車 名		
	型 式	普乗、普貨、軽四乗、軽四貨	
	塗 色		
	車 両 番 号		
車両の損傷等			
積 載 物 等			
備 考			

※ 保管時間 保管料金	
※ 確認欄	

注 ※印は記入しないでください。

別記様式第8号（第5の1の(2)、第5の2関係）

整理番号	
車両番号	

使用者等調査記録簿				
使用者等	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日 年 月 日生	
	勤務先	所在地		
会社名		TEL		
違反者	使用者等との関係	<input type="checkbox"/> 使用者等に同じ <input type="checkbox"/> 使用者等との関係()		
	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日 年 月 日生	
	運転免許	公安委員会		交付年月日
		種別		
		番号		
勤務先	所在地			
	会社名	TEL		
保管	開始年月日	年 月 日		
	保管場所			
	告知年月日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> はがき <input type="checkbox"/> その他()		
	備考	被告知者() 担当者		
公示	公示年月日	年 月 日 (公示期間 年 月 日から 年 月 日まで)		
	備考			
インターネット	掲載年月日	年 月 日		
	備考			
調査経過及び結果				
月 日	調査事項	調査結果	取扱者	
備考				

注 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。

別記様式第9号（第5の3の(1)関係）

違法駐車車両保管公示書

徳島県 警察署告示第 号

次の車両を保管しておりますので道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条第9項の規定により公示します。

年 月 日

警察署長 印

保管した車両	車名	
	型式	
	塗色	
	番号標に表示されている番号	
駐車していた場所		
移動した日時	年 月 日 午 時 分	
保管を始めた日時	年 月 日 午 時 分	
保管の場所		
その他		

別記様式第 10 号 (第 5 の 3 の(1)関係)

積 載 物 保 管 公 示 書

徳島県 警察署告示第 号

次の積載物を保管しておりますので道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条第 9 項の規定により公示します。

年 月 日

警察署長 印

保 管 し た 積 載 物

名 称・種 類 形 状・数 量		
積 載 物 が 積 載 さ れ て い た 車 両	車 名	
	型 式	
	塗 色	
	番号標に表示している番号	
	駐車していた場所	
	移動した日時	年 月 日 午 時 分
保管を始めた日	年 月 日 午 時 分	
保 管 の 場 所		
そ の 他		

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記の権限を
委任します。

記

車両 の受領及び負担金の納
付に関する事。

年 月 日

住 所

氏 名



別記様式第 13 号 (第 6 の 2 関係)

		整理番号	
車 両 等 引 渡 依 頼 書 年 月 日 住 所 殿 警察署長 印 下記により車両を引き渡すよう依頼します。			
引 取 人 の 住 所 ・ 氏 名			
引 き 渡 す 車 両 及 び 積 載 物			
保 管 期 間	年 月 日 午 前 ・ 後 時 分 从 ち 年 月 日 午 前 ・ 後 時 分 まで		
徴 収 金 額	円		
備 考			

注 別添受領書と引き換えに車両を渡し、受領書は警察署長に提出してください。

別記様式第 14 号（第 7 の 1 の(4)関係）

（表）

売却処分兼売却代金返還通知書

第 年 月 日 号

住所

殿

警察署長



あなたの（車両・積載物）については、下記のとおり売却処分したので通知します。

また、売却した下記の金額を返還しますので、同封の売却代金返還請求書を裏面の売却代金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

処 分 の 理 由	第 8 項に規定する告知 道路交通法第 51 条 の日から 1 月を 第 9 項に規定する公示 経過しても、（車両・積載物）を返還することができず、保管 に不相当な費用を要するため。
売却車両又は積載物	
保 管 開 始 の 日 時	年 月 日 午 時 分
告知又は公示の年月日	年 月 日 （告知・公示）
売 却 年 月 日	年 月 日
売 却 金 額	円
売却に要した費用	円
返 還 金 額	円

注 1 不用の文字は、横線で消すこと。

注 2 「売却車両又は積載物」欄は、車両については車名、型式、塗色及び車両番号を、
車両積載物については車両の他、積載物の品名、形状、数量、特徴等を記入すること。

(裏)

売却代金返還請求書記載要領

返還請求は、口座振込みによる方法で行います。

住所、氏名、電話番号等を記入し、押印の上、下記事項を記載してください。

- 1 振込先金融機関店舗名
- 2 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。

手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。

照 会 先

別紙

売却代金返還請求書

殿

年 月 日

〒 ー
住所 _____

電話 () ー _____

氏名 _____

番 号	
金 額	円

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

1 振込先金融機関店舗名 _____ 銀行 _____ 店

2 振込口座名 (カタカナ) _____

(普通・当座) 口座番号 _____

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

別記様式第 15 号 (第 9 の 3 関係)

収 入 金 処 理 簿

年 月 日分

標 章 番 号	納 入 者	領 収 取 扱 者	収 入 金 額			
			移 動 料 金	保 管 料 金	そ の 他 料 金	計

引 継 月 日	月 日	集 計	移 動 料 金	円	計	円	取 扱 責 任 者	印
			保 管 料 金	円			収入分任出納員	印
			そ の 他 料 金	円				